

東京都の入札契約制度改革の取組み 「入札に参加しやすい環境の整備」に向けて

東京都財務局経理部 契約調整技術担当課長 飯塚 佳史

1 はじめに (東京都の入札契約制度の概要)

東京都では、平成21年10月に策定した「公共工事に関する入札契約制度改革の実施方針」を基に、現在の公共工事を取り巻く状況の変化に対応するよう、より多くの事業者が入札に参加しやすい環境の整備に取り組んでいるところである。

この場をお借りして、東京都の入札契約の状況と「入札に参加しやすい環境の整備」に向けた取組みについてご紹介したい。

(1) 公共工事の発注状況

東京都では中小企業の振興に努めており、官公需についても、コスト削減の観点を踏まえつつ、中小企業の受注機会の確保を基本として、適切な発注ロットの設定に努めているところである。

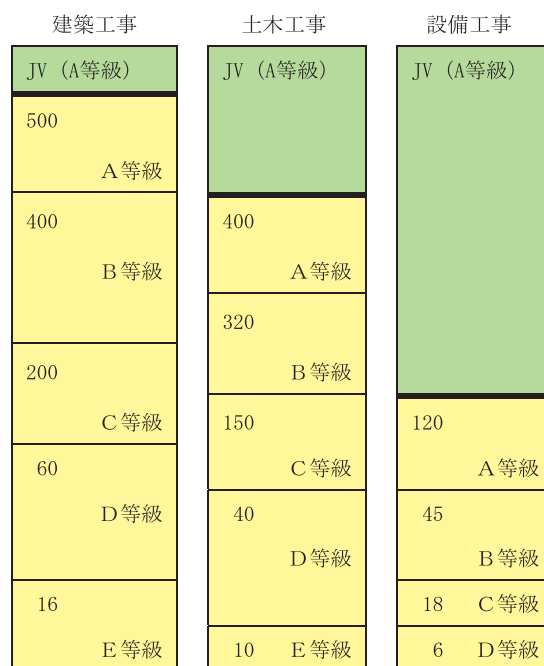
表1 平成24年度発注工事における受注状況

	全 企 業	
		うち中小企業者
件数	18,877件	約87%
金額	6,742億円	約55%
資格者数	8,274者	約95%

(2) 発注等級及びJV基準の考え方

東京都が行う建設共同企業体（JV）への工事発注においては、大企業者と中小企業者間で共同企業体を結成させて工事を受注させることにより、中小企業者の受注機会の確保を図った、いわゆる工事分配型の共同企業体を原則としている。

東京都における代表的な業種の工事におけるJV工事の対象金額と各等級に対する発注標準金額は図1の通りである。



(注) 枠内数値は予定価格（百万円）

図1 JV基準及び各等級に対する発注標準金額（平成26年4月1日 時点）

(3) 最低制限価格制度と低入札価格調査制度

東京都においては、予定価格が建築 5 億円以上、土木 4 億円以上、設備 1 億2,000万円以上の競争入札案件の工事において低入札価格調査制度を適用しており、その他の競争入札案件においては、最低制限価格制度を適用している。

低入札価格調査制度においては、平成21年10月から特別重点調査を導入し、一層の工事品質の確保を図るとともに、低入札価格調査を経て契約する場合、配置予定技術者等と同等の資格要件を満たす技術者 1 名の増員配置を求めている。調査基準価格及び最低制限価格については、中央公契連モデルの見直し等を踏まえ、市場実態に即した水準に改善を行っている。

(4) 総合評価方式における取組み

東京都においては、工事の規模（予定価格）と課題に応じて、4 種類の総合評価方式を実施している。適用件数を年々増加させて平成25年度には 862 件で適用しており、今後も適用拡大を図っていく。

なお、平成25年度には、行き過ぎた価格競争を防止し、各企業の技術力をより適切に評価して技術点による価格点の逆転が可能となるよう、各総合評価方式における価格点算定式の見直しを行った。

東京都における総合評価方式の適用状況は表 2 の通りである。

表2 東京都における総合評価方式の種類と適用状況（発注件数）

分類	対象とする工事	25年度	24年度	23年度
技術提案型	入札者の提示する性能等（技術提案）によって、コスト、性能・機能又は環境対策等の達成度に差異が生ずる工事	862件	719件	620件
技術力評価型	技術的課題のある中規模以上の工事で、工事品質の確保のため、技術的所見（施工計画）を求めることが必要な工事			
技術実績評価型	技術的課題の少ない比較的大規模の工事で、工事品質の確保のため、企業及び技術者の実績による評価を行う必要がある工事			
施工能力審査型	中小規模工事において、工事の品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、企業の施工能力についての審査を必要とする工事			

2 東京都の入札契約の状況

東京都の入札契約制度は、透明性、競争性、品質の確保という3つの社会的要請に応えていくことを基本としており、これまで、過度な低価格競争に対応するため、低入札価格調査制度の強化や総合評価方式の適用拡大などの制度改革に取り組んできた。

しかし、現在、東京都の入札においても不調が増加するなど、公共工事を取り巻く状況は、これまでとは大きく変化している。

(1) 低価格入札の減少と落札率の上昇

東京都における低入札価格調査件数は減少しており、平成25年度下半期以降は減少が著しく、特に建築工事では、平成25年度以降調査は発生していない。また、低入札価格調査の減少とあわせて平均落札率が上昇しており、平成25年度は、12月末までで競争入札案件全体で約91%、特に上昇が著しい建築工事で約93%となった。

表3 低入札価格調査の実施状況

(単位：件)

	対象件数	うち	
		低入札調査	うち 建築工事
25年度	136	27	0
24年度	224	68	12
23年度	209	94	24

(注) 財務局契約 平成25年度は12月までの集計。

表4 平均落札率の推移

	全体	建築	土木
25年度	約91%	約93%	約92%
24年度	約89%	約91%	約91%
23年度	約88%	約90%	約90%

(注) 平成25年度は12月までの集計。

(2) 不調発生率の推移

東京都においては、平成25年度から不調の発生率が増加し、特に年度後半に発生が顕著になった。工事全体の不調発生率を見ると、平成24年度は、約7.2%、25年12月までの集計では、約12%。建築工事だけを見ると、平成24年度は、約13.4%、25年12月までの集計では約24.9%と上昇している。東京都における主要な業種の不調発生率は表5の通りである。

表5 不調発生率の推移

	全体	建築	土木
25年度	12.0%	24.9%	13.1%
	9.4%	21.5%	10.2%
24年度	7.2%	13.4%	8.0%
23年度	6.6%	7.0%	5.0%

(注) 平成25年度上段は12月までの集計、下段は9月までの集計。

(3) 入札参加者数の状況

不調の発生率の上昇とともに、工事1件当たりの平均入札参加希望者数が減少している。建築工

事で見ると、平成24年度第2四半期には平均約12社であった入札参加希望者数が、平成25年度同期では約7.6社となった。

また、入札参加の傾向として、JVを対象とした工事は等級で参加できる工事と比較して、入札参加者数が減少する傾向にあり、JVを対象とした工事は、A等級単体の工事と比較すると、入札参加希望者数が3分の1程度にまで減少している。

学識経験者も交えた各業界団体との意見交換においても、低額なJV工事は代表・下位の構成員双方にとって魅力が薄く、技術者を長期間専任させておくことが困難との意見があった。

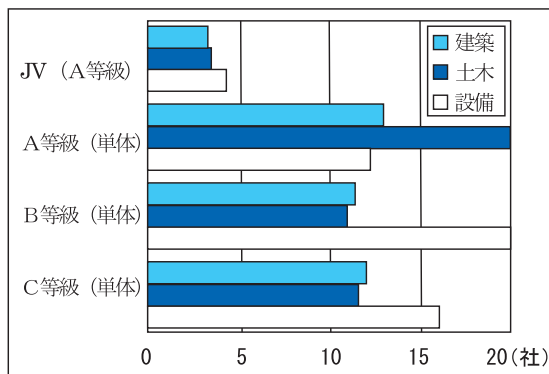


図2 JV工事における入札参加希望者の状況

(4) 総合評価における課題

総合評価方式においては、入札参加に必要な書類の作成や技術提案に係る発注者の負担が大きいとの意見がある。特に、担当する技術者については、各入札参加者の技術点の算定について公正を期すため、入札参加者は申込み時点で決定することとしており、技術者の不足を背景に柔軟な対応を求める意見がある。

(5) スライド条項の適用状況

東京都では、建築工事における型枠工事等を始めとした市場価格の上昇に対応し、全体スライド条項（公共工事標準請負契約約款第25条第1項から第4項）について、請求のための書式等を含めた取扱いを平成25年2月に公表し、12月までに約200件の協議を受けた。また、平成26年2月からは、国と同様にインフレスライド条項の運用を開始している。

3 入札に参加しやすい環境の整備に向けた取組み

現在、公共工事を取り巻く状況は大きく変化しているが、どのような状況においても、都民生活に不可欠な事業は着実に進めていくことが必要である。

今後は、これまでの入札契約制度の基本的な考え方を堅持しつつ、建設市場の状況変化や、その時々々の課題への機動的な対応もより重視して、実効性及び持続性の高い取組みを通して、入札に参加しやすい環境の整備に取り組んでいく。

(1) JV基準等の見直し

2(3)で示した通り、比較的金額の低いJV対象工事では入札参加希望者が少なくなっている。このため、そのような工事については、能力のある中小企業が単独で受注できるようにするなど、基準の見直しを行う。

具体的には、これまでJVに向けて発注してきた工事の基準額を引き上げ、より大規模な工事をJVの対象とするとともに、発注標準金額も見直しを行い、企業が単独で入札に参加できる工事の規模と件数を拡大する。

建築工事		土木工事		設備工事	
現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
JV (A 等級)	JV (A 等級)	JV (A 等級)	JV (A 等級)	JV (A 等級)	JV (A 等級)
	600		500		250
500	A 等級	400	A 等級	120	A 等級
A 等級	440	A 等級	350	A 等級	55
400	B 等級	320	B 等級	45	B 等級
B 等級	220	B 等級	160	B 等級	B 等級
200	C 等級	150	C 等級	18	18
C 等級	C 等級	C 等級	C 等級	C 等級	C 等級
60	D 等級	40	D 等級	6	6
D 等級	D 等級	D 等級	D 等級	D 等級	D 等級
16	E 等級	10	E 等級	6	6
E 等級	E 等級	E 等級	E 等級	D 等級	D 等級

(注) 枠内左上数値は予定価格 (百万円)

図3 JV基準及び発注標準金額の改正案

(2) 予定価格の修正と入札手続きの迅速化

東京都は、工事の予定価格を案件公表時に公表しているが（事前公表）、その設定にあたっては、市場の状況に即した単価を用いて、実際の施工条件を反映した積算を行うことが重要である。

そのため、今後、積算から入札までの期間が比較的長く、価格変動の影響が大きい大規模な工事案件について、公表期間中に単価改定等があった場合等は、入札日直近の最新単価を用いて予定価格そのものを修正し、より実勢価格に近づけた価格で入札を実施する方向で取り組んでいく。

また、より適切に実勢価格の動向を予定価格に反映するため、入札参加者の見積り期間を確保した上で、約20日程度の期間短縮を図っていく。入札手続きの迅速化のイメージは図4の通りである。

(3) 総合評価方式の適用拡大と配置技術者に関する取扱いの見直し

これまで、総合評価方式においては、各入札参加者は、入札参加希望時点で配置技術者を決定することとしてきた。入札参加者数の状況や各業界団体との意見交換を踏まえ、今後は、中小企業が人材をより有効に活用できるよう、配置技術者の資格及び実績が、当初担当予定であった技術者と同等以上で技術点が減少しない場合は、契約直前まで配置技術者を変更できる取扱いとしていく。

(4) スライド条項の適切な運用と今後の検討

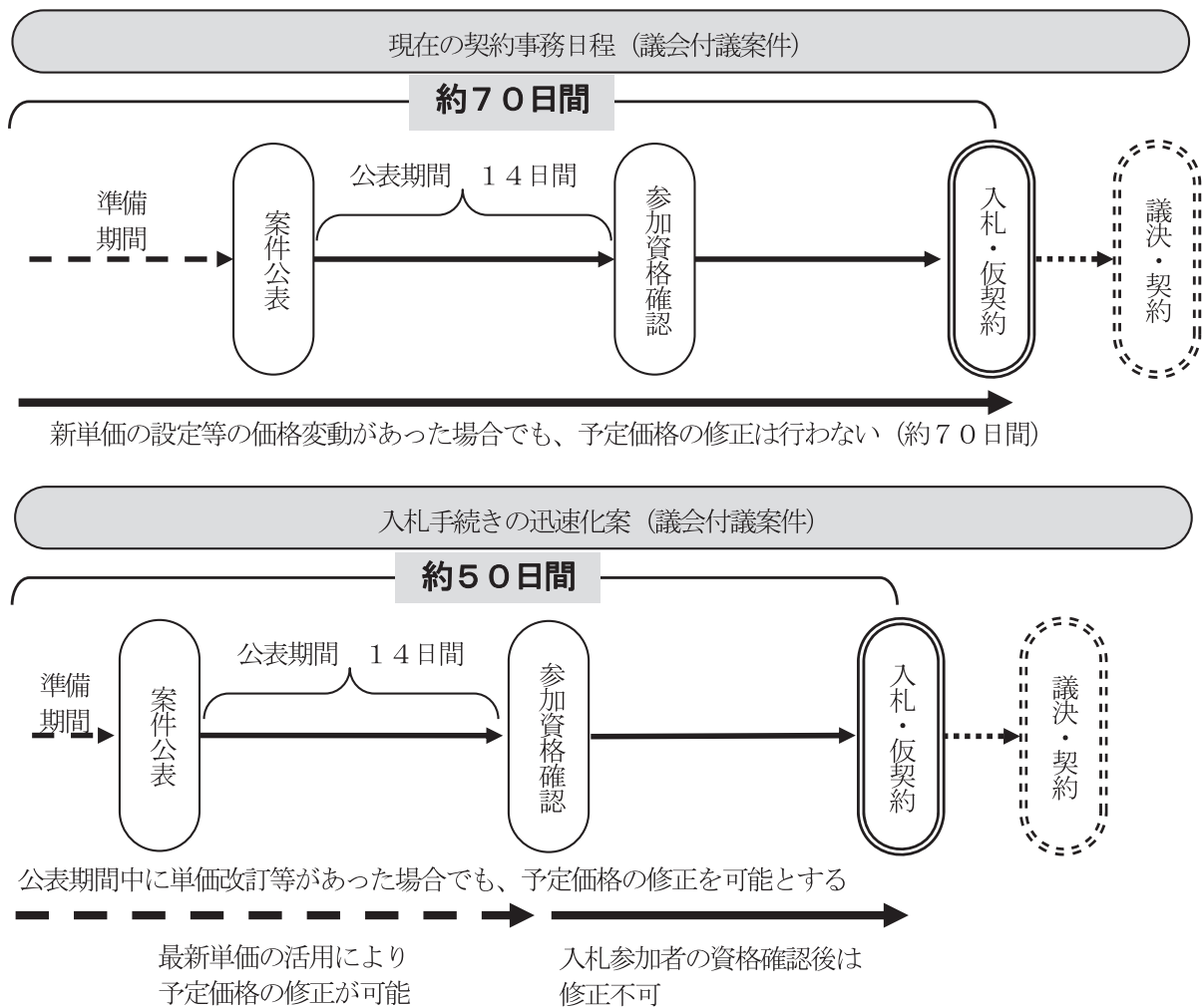
当面は、平成26年2月に運用を開始したインフレスライド条項を適切に運用していく。更に、今後の経済情勢や公共事業を取り巻く状況の変化、東京都の公共工事の約8割を中小企業が担っていることや現在の建設業の経営の状況等を踏まえ、スライド条項に関する国の動向等を注視しつつ、

全体スライドを基本とする受発注者間の負担のあり方について検討していく。

(5) 工事発注に関する情報提供の向上と工事発注時期の平準化

工事の年間発注予定について、事業者が入札に参加しやすくなるよう、公表内容や発注予定の詳細化など情報提供の更なる充実化を図り、計画的な発注に向け取り組むこととしており、平成25年12月以降に公表した一部の工事において、試行を開始した。

また、発注件数を年度を通して平準化するよう、今後は、工期が12カ月未満の工事についても、工事所管局と協力しながら債務負担行為を効果的に活用するなど、具体的な取組みを更に強化していく。



(注) 修正するのは、単価の改定等により変更となった予定価格のみで、公表後の工事内容や入札参加条件を変更するものではない。

図4 入札手続きの迅速化と単価改訂等にもなう予定価格の修正